

# 栃木県高等学校教育研究会 美術工芸部会 運営規則

## 第 1 章 総 則

- 第1条 この運営規則は、栃木県高等学校教育研究会美術工芸部会の運営等に関し、必要な事項を定めたものである。
- 第2条 この部会は、栃木県高等学校の美術、工芸教育の振興、推進を目的とする。
- 第3条 この部会の事務局は、原則として部会長の在任校に置く。
- 第4条 この部会は、その目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 研究協議会、講習会、展覧会等の開催、機関紙の発行。
  - 2 会員相互の親睦、研究援助。
  - 3 その他この部会の目的達成に必要な事項。

## 第 2 章 組 織

- 第5条 この部会は、栃木県の各高等学校において美術、工芸教育の推進を担当する教職員をもって組織する。

## 第 3 章 機 関

- 第6条 この部会には次の機関を置く。
- 1 総会
  - 2 役員会
  - 3 事務局
- 第7条 各機関の構成及び任務は、次のとおりとする。
- 1 総会は、すべての部会員をもって構成し、規則の改定および改正、役員を選出、事業の計画、予算の決定、決算の承認その他重要事項の審議を行う。
  - 2 役員会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成し、この部会が行う事業の企画運営について協議する。
  - 3 事務局は、この部会の会計、常務を処理する。

## 第 4 章 役 員

- 第8条 この部会には、次の役員を置く、役員の任期は1カ年とするが重任は妨げない。
- 1 部会長 1名 役員会で選出し、総会で承認を受ける。
  - 2 副部会長 若干名 部会長が委嘱し、総会で承認を受ける。
  - 3 幹事 若干名 各地区、校種別を考慮して部会長が委嘱する。
  - 4 監査 2名 部会長が委嘱する。
- 第9条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 部会長はこの部会を代表し、部会の事業を統理する。
  - 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは代理する。
  - 3 幹事はこの部会が行う事業を遂行する。
  - 4 監査はこの部会の会計を監査する。

## 第 5 章 会 計

- 第10条 この部会の経費は、部会費及びその他の収入による。
- 第11条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第 6 章 雑 則

- 第12条 この運営規則は、この部会の総会によって変更することができる。

## 付 則

この規約は、昭和39年4月1日から実施する。